

2022年11月4日

リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門外

西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 石崎 泰哲
同 山本 晃久
同 瀬川 堅心



回答及び質問状 (10)

前略 当職らは、10月26日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した同日付け「回答書兼質問状兼要望書（8）」

（以下単に「回答書（8）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、ご質問、ご要望頂いた各事項についてご回答すると共に、以下の事項について貴職らによるご回答を求めます。以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。

また、当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しています。貴職らからも、7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂いていると理解しておりますので、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表致しますので、予めご承知おきください。また、貴社の回答書（7）以降、貴社からは、貴社の回答書の開示時期について、当社が受領次第開示することを要請されていますが、後記のとおり、当社の質問に対して誠実にお答え頂いているとは思われないため、投資家の誤解を招かないよう当社の回答及び質問状と併せて開示しております。繰り返しになりますが、貴社のウェブサイトでは、当社とは異なり、当社からの回答及び質問状は開示をされず、貴社が発出した書面のみを掲載されていると認識しており、斯様な貴社のウェブサイトでの開示姿勢にも拘らず、当社ウェブサイトでの貴社書面の即時の開示をご要請されているのは（当社が上場会社である点を考慮しても）一貫性のない対応であり理解に苦しむところです。なお、念の

ため付言いたしますと、当社の質問状及び貴社の回答書等の開示は、東京証券取引所における適時開示としてではなく、当社ウェブサイトによる任意開示として行っております。

なお、貴職らが、当社が「未回答」として指摘している事項については、一部貴社の望む内容ではないのかもしれませんが、既に当社が回答済みのものもありますので、必要な範囲で回答している点、予めご承知おきください。ちなみに、以下における引用部分についての下線や強調は当職らによるものです。

また、本書面につきましても、貴社の回答書（８）が１４頁に及ぶものであったことに対応した結果、電子内容証明郵便による差出が困難な長さとなってしまったため、配達証明郵便にて送付するとともに、同一書面をファクシミリにて送信致します。

なお、本書面には、証券取引等監視委員会を含む監督・規制当局等においても関心が高いと考えられる重要事項が含まれていることから、写しを関係機関に送付する可能性があることをご承知おきください。

1 当社からの追加の質問事項について

(1) 貴社代表者尾端友成氏による他の法人を通じた活動について

ア 貴社代表者尾端氏が１９９９年５月に入社した株式会社JMM'S及び２０１１年２月に入社した株式会社イーサイトについて

アサヒ衛陶の２０２１年１１月１１日付け「臨時株主総会招集ご通知」によれば、尾端氏は①平成１１年（１９９９年）５月に株式会社JMM'Sに入社され、②平成２３年（２０１１年）２月に株式会社イーサイト（以下「イーサイト」といいます。）に入社されています。

まず、この株式会社JMM'Sについては、該当する商号の法人が見当たっておりませんが、ジャムズ・コンテンツ株式会社（２００１年６月２９日付けでジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ株式会社から商号変更）との理解でよいかご確認ください。

次に、株式会社JMM'S（株式会社ジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ）及びイーサイトについて、その事業内容を詳細にご説明頂くとともに、その会社での尾端氏の役割、活動内容等を詳細にご説明ください。

イ EWCPが静岡県から受けた行政指導及びそれに対する業務改善書の提出について

貴社代表者尾端氏が2011年9月1日から2013年5月15日まで取締役を務め、かつ、坂本周三氏（以下「坂本氏」といいます。）が代表取締役を、葉室一政氏（以下「葉室氏」といいます。）が上席執行役員を、それぞれ務めていたe-World Capital Partners Japan株式会社

（尾端氏の取締役就任日である2011年9月1日に株式会社アルファスターから商号変更。以下「EWCP」といいます。）については、当職らが調査したところでは、貴社代表者尾端氏が取締役に在任中であつた2013年3月21日付けで、静岡県から、特定商取引法に基づき、①勧誘目的を明確にしない勧誘、②別目的を示しての勧誘、③連鎖販売業の概要書面の不交付、④適合性原則違反、⑤意に反する執拗な勧誘を理由として行政指導を受け、それに対する業務改善書を同月27日付けで同県に提出しているとの情報に接しました。ちなみに、正にかかる業務改善書が提出されたのと同じ同月27日に、貴社代表者尾端氏が設立時監査役及び代表清算人を務めた上に、2014年10月1日から2015年6月1日までプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）と本店所在地が同一であつた株式会社Sanctuary（以下「Sanctuary」といいます。）が設立されています。

また、2022年10月26日付けダイヤモンド・オンライン記事「オンラインゲームの利益で高配当をうたう『マルチ商法』の被害者が連絡会結成へ」によれば、現在EWCPの元取締役の男性3名に対する損害賠償請求が東京地方裁判所に提起されており、この男性らの勧誘手口について、EWCPにおいては、モバゲーやGREEのようなゲームプラットフォームとして「りらっつ」という名のプラットフォームの開設を予定していると標榜していたところ、その「りらっつ」について、

「1年後にはユーザーは確実に1000万人に達し、それに応じて利益も莫大に増えていく」

「ポータルサイトの売り上げは2年後に100億円、5年後に1000億円を目指す」

「EWCPの会員として1万人の登録者が欲しい。そこから紹介者を増やし、ポータルサイトの利用者を次々と増やしていく」

「会員の募集は1年程度で終了する」

「EWCPは上場企業を買収する予定だ」

などと吹聴し、勧誘を行っていた旨、報道されています。そして、このEWCPの元取締役の男性3名はEWCPを清算した後、SanctuaryやARKという名の別会社を次々に設立し、化粧品や健康食品などに商材を変えてマルチ商法を続けているとみられ、ARKは今年3月、特定商取引法に違反する行為があつたとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられています（消費者庁取引対策課令和4年3月2日付け「連鎖販売業者【株式会

社ARK】に対する行政処分について」も参照）。

当社の質問状（9）でも記載したとおり、貴社は、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主であるところ、その代表者である尾端氏が、万一、業務改善書を出す程の行政指導を受け、また、いわゆるマルチ商法に関与していたとして被害者から訴訟を提起されるようなビジネスに役員等として関与していたこととなれば、ブランドイメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、その企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であることは言うまでもありません。また、言うまでもありませんが、宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属は、マネー・ローンダリング等の危険性が高いとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき疑わしい取引の届出義務が課されているところ（同法2条2項43号、8条1項）、このような宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはなりません。

この点に関して、貴社の回答書（7）及び回答書（8）では、貴社代表者尾端氏はSanctuaryの「監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンターとして当社事務所の一部を間貸しさせていた」だけである旨のご説明をされ、またEWCPについても、尾端氏が「取締役を務めていたことは事実です」とのみご回答されていますが、尾端氏は、EWCPについては取締役としてその事業であるマルチビジネスに携わっていたことは事実であるものの、Sanctuaryと株式会社ARK（以下「ARK」といいます。）については事業運営に関与することもなければ、事業の内容にも一切関知していなかったという趣旨のご回答と理解してよいでしょうか。

また、上記のようなご回答内容では、当社としましては、尾端氏のマルチビジネスへの関与の有無について合理的に判断することが到底できませんので、EWCPに対する行政指導の内容及び業務改善書の内容の詳細、並びに、当該行政指導を受け、また、元取締役が被害者から訴訟を提起されているビジネスにどのように関与していたのかについて、詳細にご説明ください。

以上に加えて、貴社代表者尾端氏がアサヒ衛陶の2021年11月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」における自らの経歴について、2011年2月のイーサイトへの入社歴（役員就任歴ではありません。）については記載しているものの、EWCP及びSanctuaryでの役員への就任歴を敢えて記載されなかった理由について具体的にご説明ください。

ウ 貴社代表者とSanctuary・ARK・葉室一政氏との関係について

当社の質問状（9）でも記載していますが、貴社の回答書（7）では、

「初めに断っておきますが、当然ながら、貴社が懸念されているARK及びその代表の葉室氏における特定商取引法違反の行為に、当社代表尾端が関与しているなどといった事実はありません。さらに、①Sanctuary、②ARK及び③e-World Capital Partners Japanについて、尾端がその株式を保有している事実もありません。また、過去に尾端が①Sanctuaryの監査役及び代表清算人を、③e-World Capital Partners Japanにおいて取締役を務めていたことは事実ですが、それ以外で尾端が役員に就任している事実はありません。なお、①Sanctuaryの監査役については、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したものの、その後間もなくして、後任者が見つかったため、すぐに辞任しております。また、同社の代表清算人についても、過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受けて、就任したものです。また、④葉室氏と尾端の関係について、同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません。」

と回答されています。

しかしながら、当職らが調査したところによれば、貴社代表取締役尾端氏らが被告とされている訴訟（以下「別件訴訟」といいます。）の被告第1準備書面において、尾端氏を含む被告らの訴訟代理人が、明示的に、

「被告葉室及び被告尾端が、サンクチュアリー株式会社及び株式会社ARKを設立してMLM事業を行っていることは認め」る

との認否を行っており、貴社の回答書（7）にある「尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」との記載は、上記事実の認否と明らかに矛盾しています。このため、別件訴訟において貴社代表者らが虚偽の事実を主張しているのか、貴社のご回答に虚偽が含まれているかいずれかということになります。

この点について、貴社の回答書（8）では、

「別件訴訟での被告第1準備書面における主張内容の方が不正確です（なお、この点については、令和4年9月29日付「被告第3準備書面」において訂正済みです）」

と回答されていますが、当該別件訴訟における上記主張の訂正は、元々の主張が令和4年4月13日付けの準備書面で行われ、それから5か月余りが経過した後、当社の質問状（9）を送付した同年9月22日からわずか1週間後（4営業

日後)に行われております。これは、当社からの質問に回答することが困難又は不都合であったため、かかる点を考慮して別件訴訟における主張を急遽事後的に修正したのではないかと疑わざるを得ず、不合理な回答であって、当該主張の訂正を以って貴社による回答に矛盾があったことを否定できるものではないと考えております。

また、貴社の回答書(7)によれば、貴社代表者と葉室氏との関係については、「同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」とのことですが、貴社代表者尾端氏は、葉室氏が設立時から清算時まで代表者を務めていたSanctuaryにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務められているほか、Sanctuaryの本店所在地は2014年10月1日から2015年6月1日までの間及び2017年6月30日からその清算に至るまでの間、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンと同一の場所にあり、さらに、葉室氏は、貴社代表者の尾端氏が主宰した第2回oAノーフestival(2018年3月10日に開催。尾端氏が代表取締役を務める株式会社オアノエンターテインメントと同一名のイベントです。)の審査員として登場されています(<https://www.astage-ent.com/astage-navi/s86186.html>)。加えて、2016年11月1日に設立されたARK(設立時の代表取締役は葉室氏)の本店所在地(愛知県名古屋市中区泉一丁目13番36号パークサイド1091ビル6F)はその時点におけるSanctuaryの本店所在地と同一であり、ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNビル5Fに移転したその日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンがその場所に本店を移転してきているのであって、葉室氏の依頼を受けてSanctuary及びARKのコールセンターとしてプラスワンの事務所を一部間貸ししたとの貴社ご回答は、遺憾ながら不自然といわざるを得ません。

このように、貴社代表者の尾端氏が、葉室氏が代表者を務めていたSanctuaryにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務められていただけでなく、葉室氏が代表者を務めていたARKが(尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測される)プラスワンと同じ日に同一の場所に本店所在地を移転する等したり、尾端氏が主宰したイベントで葉室氏が審査員を務めていたりしたことからも、貴社代表者の尾端氏と葉室氏とのビ

ビジネス上の交流は、ご回答頂いたもの以上に深いものがあるのではないかと推測され、別件訴訟における主張を敢えて訂正してまでこの点を秘匿しようとしているのではないかと疑われ、貴社の回答は、貴社代表者による Sanctuary 及び ARK の事業への関与を殊更に矮小化して見せようとしていると指摘せざるを得ません。改めまして、貴社代表者の尾端氏と葉室氏のビジネス上の関係について、詳細にご回答ください。

上記に関連して、Sanctuary については、清算人は重い法的責任を負うため（会社法 653 条、国税徴収法 34 条参照）、実務上、解散前の取締役がそのまま清算人になることが多く（会社法 478 条 1 項 1 号）、弁護士や会計士等といった専門家でもない尾端氏がその代表清算人を務められていたのは、その株主であって清算分配等との関係でそれが便宜であったからと考えるのが自然であるように思われますが、何故「監査役を一時的に引き受け、また、ARK のコールセンターとして当社事務所の一部を間貸しさせていた」だけの尾端氏が、「過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受け」ただけで、敢えて上記のように重い法的責任を負うこととなる代表清算人まで務められていたのか、その理由につき具体的にご説明ください。

また、貴社代表者尾端氏は Sanctuary の適法性監査を担う監査役を務めておられましたが、万一、同社が特定商取引法に基づき関係機関から行政指導や行政処分を受けられておられましたらその旨及びそれに関連してどのような措置を講じられたのかにつき、具体的にご説明ください。また、貴社代表者尾端氏は Sanctuary の代表清算人を務められていましたが、その立場から、① Sanctuary の取扱商品は「Healing Sanctuary」シリーズ及び「Black Sanctuary」シリーズというスキンケア化粧品であり、ARK の主力取扱商品は「Sanctuary Skin Care」シリーズというスキンケア化粧品であって、両社は ARK の設立時から（Sanctuary が解散決議を行う 2017 年 7 月 31 日の直前である）同年 6 月 30 日までの期間の大部分においてその本店所在地が同一であり、さらに、代表取締役も同じ葉室氏でしたが、Sanctuary は ARK に事業譲渡を行って解散することとなったのか、② そうでなければ、なぜ Sanctuary は清算したのかにつき、それぞれ具体的にご説明ください。

エ 貴社代表者と ARK 代表取締役兼 PREMIUM 代表取締役の東門猛氏及び同氏の弟の東門篤氏との関係について

また、前述したとおり、（尾端氏が 2011 年 2 月から在籍していた）イーサイトの取締役は 2011 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日の間就任し、尾端氏の取締役就任と同日の 2011 年 9 月 1 日以降 EWCP の代表取締役に就任している

坂本氏は、東門篤氏が代表取締役を務める集金代行・決済代行業者であるSCT株式会社（この本店所在地は、現在、東門猛氏が代表取締役を務めるARK及び株式会社PREMIUMと同一の東京都文京区湯島三丁目39番5号5Fのようです。）の取締役にも就任されている（東門篤氏の代表取締役就任前までは、同社の代表取締役にも就任されていた）ようですが、貴社ないし貴社代表者と東門篤氏とのご関係について、坂本周三氏を介したものも含め、詳細にご説明ください。

（2）貴社代表者尾端友成氏によるアサヒ衛陶株式会社での活動について

質問状（4）、（6）及び（7）で詳述したとおり、貴社代表者の尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンらが2021年9月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもってアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して招集請求権を行使した結果、同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶株式会社の臨時株主総会において、尾端氏と星野和也氏は共に取締役を選任され（尾端氏は上記臨時株主総会招集請求書において取締役候補者として記載）、さらに、同日開催の同社取締役会において、尾端氏と星野氏は共に代表取締役を選任されています（尾端氏は代表取締役社長、星野氏は代表取締役会長に各選任）。この点に関して、貴社の回答書（4）によれば、「同社と貴社とでは当然、個々の事情が異なりますので、そもそも回答の必要性がないご質問であると考えますし、他社に関する事象でありますので当社の立場からは回答いたしかねます」と回答され、貴社の回答書（6）では「アサヒ衛陶・・・における2022年1月19日ないし2月25日における尾端を含む経営陣交代の中で、星野和也氏・・・と尾端の関係は悪化しており、以降、貴社株式の買集めの件についてはもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態になく、実際に連絡を取り合ってもおりません」と回答されております。しかしながら、貴社による当社株式の保有目的は、当初から一貫して「重要提案行為等を行うこと」である上に、貴社の回答書（7）によれば、当社についても「新たな取締役や重要な使用人候補者の推薦などの重要提案行為等を通じた働きかけを行う必要がある、との認識を有していたことは事実であり、現在においてもその認識に変わりはありません」とのことですので、当社に対しても、同様のアクションを起こされる可能性があると認識しており、他の上場会社に関する事象であるからという一事を以て回答の必要がなくなるというようなものではないと解されます。

また、当社の質問状（6）で詳述したとおり、上場会社である当社に対してガバナンス改革を要求される以上は、当然ご自身の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについても説明責任がありますし、共同してこの活動を行った方々とのご関係に

についても、これらの方々については、以下で述べるとおり、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）その他の法令違反による処分歴等があること等に鑑みれば、貴社は上場会社である当社の主要株主であることから、説明責任があると思料されますので、改めて、以下の質問に具体的にご回答ください。

ア アサヒ衛陶の経営権掌握に向けた打ち合わせの有無

2022年1月21日付け「アクセスジャーナル」誌記事「取材拒否された、『アサヒ衛陶』星野会長に出した質問の内容」によれば、2021年9月7日、プラスワンの会議室で、アサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行い、その席には星野氏、尾端氏の他に前一明氏もいました。前氏が代表を務める『ファーストメイク・リミテッド』が業務停止処分を受けたことがあるのはご存じありませんか」「9月7日の席には、金井和彦氏もいました。金井氏がアサヒ衛陶の大株主、また執行猶予中の身であることをご存じありませんか」と記載されています（「アクセスジャーナル」誌以外でも、前一明氏については、証券取引等監視委員会のホームページ上に掲載されている同委員会の「証券取引等監視委員会の活動状況（平成28年6月）」219～220頁（https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_27/n_27.c.pdf）に上記処分歴が記載されており、金井和彦氏については、例えば、2020年3月26日付け朝日新聞朝刊21頁において、同氏が架空の損失を計上するなどして約2億5000万円を脱税したとして法人税法違反などの罪に問われ、東京地方裁判所が、同月25日、懲役2年6か月執行猶予5年の判決を言い渡した旨が報道されています。）。

同誌によれば、この質問状に対して星野氏は回答されていない模様ですが、この2021年9月7日に、プラスワンの会議室で、貴社代表者の尾端氏、星野和也氏、前一明氏、金井和彦氏との間で会合が行われたのは事実か、また、その場においてアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いが行われたというのは事実かについて、それぞれ端的にご回答ください。

イ 金井和彦氏との関係について

金井和彦氏については、上記のとおり「執行猶予中の身」であるとの報道がなされているところ、前記（1）イのとおり、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と上記のような報道がなされている方との関係は、ブランドイメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、その企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であること、及び、宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等

の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはならないこと等に鑑み、この金井和彦氏と貴社ないし貴社代表者の関係について具体的にご説明ください。

また、金井和彦氏は下記（３）のとおり、２０２０年９月末時点におけるパス株式会社の大株主（第１０位株主。持株割合１．２０％）として、貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワン（第８位株主。持株割合１．９０％）と共に登場されています（逆にそれ以外の時期には公表資料上は金井氏もプラスワンも大株主として登場していません。）が、貴社ないし貴社代表者は金井和彦氏といつから面識があり、どのような関係にあるのかについてもあわせてご説明ください。

ウ 前一明氏との関係について

前一明氏については、上記のとおり「前氏が代表を務める「ファーストメイク・リミテッド」が業務停止処分を受けたことがある」との報道がなされているだけでなく、実際に、前一明氏が代表取締役を務めていたファーストメイク・リミテッド株式会社は、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金商法６６条の１４第１号ニ、金商法４０条２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第１２３条第１項第５号、金商法６６条の１５が準用する同法４０条２号に基づく同府令２８１条３号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロム（以下「オプトロム」といいます。）による有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法５１条に該当したとして、２０１６年３月２８日、関東財務局より３か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです（前掲の「証券取引等監視委員会の活動状況（平成２８年６月）」２１９～２２０頁参照）。

なお、下記（５）に記載したとおり、このオプトロムに対しては、現在貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンが、２０１４年９月２５日及び同月３０日の２回に分けて、それぞれ２０００万円及び２５００万円の運転資金の貸付を行っているところです。

繰り返しになりますが、当社は上場会社であることから、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と、このような金商法違反による処分歴があ

る方との関係は、当社株主の皆様にとって重要な意味を有しますので、この前一明氏と貴社ないし貴社代表者の関係について具体的にご説明ください。また、後述のプラスワンによるオプトロムへの貸付けに前一明氏（同氏が関与する会社を介したのも含みます）が関与されているか、関与されている場合にはその内容について具体的にご説明ください。

エ プラスワンによる開示について

(a) 有価証券届出書における開示とその後の行動との不整合

プラスワンは、アサヒ衛陶が2020年8月31日付けで公表した第三者割当ての方法による新株式及び第4回新株予約権の発行によって、星野和也氏及び辛澤氏（星野和也氏と共に株式会社ランニングの代表取締役）と共にアサヒ衛陶株式及び新株予約権を取得していますが、当該新株式及び新株予約権の発行に関するアサヒ衛陶の2020年8月31日付け有価証券届出書（同日付けプレスリリース「第三者割当てによる新株式、第4回新株予約権の発行及び引受契約締結に関するお知らせ」も同内容）17頁では、割り当てられた株券等の保有方針について、

「割当予定先であるプラスワン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期保有する意思がなく、大株主として当社の経営に介入する意思がないこと、市場動向に配慮しながら売却する方針と伺っております。」

と記載されており、また、新株予約権の保有方針については、同11～12頁で「割当予定先からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。」

と記載されているほか、同17頁では、

「本新株予約権の行使にあたっては、プラスワン社は基本的に本新株式を売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。」

と記載されています。

然るところ、現実には、上記のとおり、上記のような開示のわずか1年余り後に、アサヒ衛陶の「経営に介入する意思がない」等との話とは裏腹に、プラスワンは、アサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行って、旧経営陣を退陣させ、その代表者である尾端氏自ら代表取締役社長に就任しており、上記アサヒ衛陶提出の有価証券届出書に記載されたプラスワンによる保有方針の説明は虚偽であった疑いが強いと懸念されます。貴社代表者が支配・経営されている会社につ

いてこのような疑義があることから、上場会社である当社の主要株主である貴社には説明責任があります。

以上を踏まえて、2020年8月31日時点でアサヒ衛陶に対してプラスワンが上記のとおり保有方針を表明していたにもかかわらず、そのわずか1年余り後に、その表明を覆して、貴社代表者である尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任するに至った理由について、具体的にご説明ください。

(b) 大量保有報告書の記載について

プラスワンらがアサヒ衛陶に対して2021年9月30日付けで行った上記臨時株主総会招集請求では、株主総会の議題として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が掲げられており、その議案としては、尾端氏を取締役に選任するものの他、田中威之氏を取締役に選任する議案も提案されています（アサヒ衛陶の2021年10月4日付けプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」別紙3～4頁参照）。

また、①2021年5月31日時点では、プラスワンはアサヒ衛陶株式を8万9600株（大株主順位第4位、持株割合2.87%）、星野和也氏は6万株（大株主順位6位、持株割合1.92%）、田中威之氏は9万9500株（大株主順位第3位、持株割合3.19%）をそれぞれ所有しており（アサヒ衛陶の2021年7月15日付け第2四半期報告書6頁）、②同年11月30日時点では、プラスワンは同じく8万9600株（大株主順位第5位、持株割合2.83%）、田中威之氏は500株増加の10万株（大株主順位第2位、持株割合3.16%）をそれぞれ所有しています。加えて、金井和彦氏も9万6000株（大株主順位第3位、持株割合3.03%）を所有していることが記載されています。なお、星野和也氏は大株主欄には記載されていませんが、11万7600株所有している旨記載されています（アサヒ衛陶の2022年2月28日付け有価証券報告書17頁、24頁）。

大量保有報告規制上、株券等保有割合を合算して計算することとされている共同保有者については、「株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう」と定義されているところ（金商法27条の23第5項）、上記のとおり、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏及び星野和也氏は、プラスワンの会議室において、2021年9月7日にアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行った旨報道されており、プラスワン（尾端氏）と田中威之氏は

アサヒ衛陶の臨時株主総会で共に取締役候補者として擁立されている関係にある以上、少なくとも「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推測され、少なくとも当該臨時株主総会招集請求の時点で、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏、星野和也氏及び田中威之氏の4者は大量保有報告規制上の「共同保有者」に該当する関係にあったことが合理的に推認されます。

仮にこれらの4者が「共同保有者」の関係にあった場合には、上記2021年5月31日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約7.98%（ $24万9100 \div 312万1000$ ）となり、同年11月30日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約12.72%（ $40万3200 \div 316万9600$ ）となるため、いずれの場合でもそのアサヒ衛陶株式会社についての株券等保有割合は5%を超えており、これらの者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となることは、上場会社の代表取締役社長を務められていた貴社代表者尾端氏にとっては既に十分ご高承のことと存じます。また、上記の2021年9月7日における会合が存在しなかったのものであるとしても、少なくとも、2021年9月30日にプラスワンらが上記臨時株主総会招集請求を行った時点では、プラスワンらによる招集請求書において、尾端氏と田中威之氏とが取締役候補者として記載されているわけですから、この時点でプラスワンと田中威之氏とは「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推測されるところ、同年5月31日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.87%、田中威之氏は同じく3.19%を保有しており（合計持株割合6.06%）、また、同年11月30日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.83%、田中威之氏は同じく3.16%を保有していた（合計持株割合5.99%）以上、遅くとも同年9月30日には、この両者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となると考えられます。

然るところ、プラスワンは、2020年10月29日付けで提出した変更報告書No. 1を最後に、アサヒ衛陶株式の保有につき変更報告書を提出しておらず、当該変更報告書では共同保有者の記載も一切ありません。さらに、保有目的は「純投資」と記載されています。

以上を踏まえて、貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンが、①星野和也氏、金井和彦氏及び田中威之氏を共同保有者として大量保有報告書の変更報告書を提出しなかった理由、②2020年10月29日付け変更報告書では保有目的を「純投資」としているにも拘らず、上記のとおりそのわずか1年余り後に、プラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、プラスワン代表取締役の尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任した理由について、それぞれ具体的にご説明ください。

(3) Oakキャピタルとの関係について

前述のとおり、貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンについては、パス株式会社（以下「パス」といいます。）の2020年11月13日付け第2四半期報告書7頁によれば、2020年9月末時点で、前述の金井和彦氏（第10位株主。持株割合1.20%）及びOakキャピタル株式会社（以下「Oakキャピタル」といいます。）（第1位株主。持株割合16.10%）と共に、パスの大株主となっていることが確認できます（第8位株主。持株割合1.90%）。

また、このOakキャピタルは、2014年11月4日付けで、貴社も過去に2011年12月12日付けで株券等保有割合にして26.62%もの株式を取得していた株式会社シスウェーブ（Oakキャピタルの投資時の商号は株式会社SOL Holdings。以下「シスウェーブ」といいます。）の株式を、株券等保有割合にして30.89%の株式を保有しています（Oakキャピタルの2014年11月10日付け大量保有報告書参照）。これらの事実を踏まえると、貴社とOakキャピタルには、パス又はシスウェーブへの投資に関連して何らかの人的繋がりがあるのではないかと合理的に推測されるところです。

Oakキャピタルと貴社ないし貴社代表者とのご関係について、詳細にご説明ください。

(4) 貴社へのSTAND UP GROUPからの融資について

貴社の回答書（8）によれば、「当社が保有する貴社株式について担保権が設定されている事実はございません。STAND UP GROUP・・・から当社への融資に関しては、SUG社において判断されたものですから、先方がどのような審査・判断過程を経て当該融資を実行されるに至ったのか、当社では回答できる立場にございません」とのみ回答され、貴社と合同会社STAND UP GROUPないし出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏との関係については回答を省略されていますが、貴社が当社株式の取得資金全額を借り入れている合同会社STAND UP GROUPの出資者（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）のうち笹澤知夫氏については、当職らが調査したところ、以下の事実が判明しています。

- ① STAND UP GROUPの笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所と、「全国10万件以上のお医者さんガイド」を展開している株式会社セットアップ（以下「セットアップ」という。）の代表取締役を務めている笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所が一致していることから、両者は同一人物と認められること
- ② セットアップの経理処理の場所は「東京都新宿区高田馬場2-15-6-2F」

とされているところ (<https://ssl.10man-doc.co.jp/mart/mart.cgi?mode=note>)、これは、笹澤知夫税理士が所長を務める笹澤会計事務所の所在地（東京都新宿区高田馬場 2-15-6 牛丸ビル2F）と一致していることから (<http://sasazawakaikai.com/index.html>)、STAND UP GROUPの笹澤知夫氏は笹澤会計事務所所長の笹澤知夫税理士と同一人物の可能性が高いこと

以上を踏まえて、まず、笹澤知夫氏についての上記①及び②の事実に関りがありましたらご説明ください。

その上で、上記①及び②の事実に関りがない場合には、笹澤知夫氏は、貸金業者として登録しているわけでもなく、貴社とは全く関係ないビジネスを営んでいるにも拘らず、貴社に対して、貴社株式につき何らの担保権も設定されないままにSTAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのは、金融債権者による通常の融資実務からは合理的に説明できない態様であると考えられるため、そのような融資を受けることが可能であった理由につき、詳細にご回答ください。

(5) 貴社代表者尾端氏が代表取締役を務めるプラスワンによるオプトロムへの貸付けの貸金業法違反の有無について

当社の質問状(9)でご質問したとおり、オプトロムの適時開示によれば、現在貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンは、オプトロムに対して、2014年9月25日及び同月30日の2回に分けて、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資金の貸付けを行っている旨記載されています。もっとも、当社の質問状(1)に記載したとおり、当職らが調査したところによれば、プラスワンは貸金業法上の登録をされていないようですが、プラスワンからオプトロムへの複数回に亘る貸付けが貸金業法との関係で問題ないのか、貴社としてのご認識をご説明ください。

この点に関して、貴社の回答書(8)では、「プラスワンHDは、金銭の貸付を業として行っているものではありませんので、違反しておりません」とのみ回答されていますが、貸金業法上の貸金業の「業として行う」とは、反復・継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されているところ、最高裁の判例上、これに該当するには、反復継続の意思をもって金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をする行為をすれば足り、貸付けの相手方が必ずしも不特定多数の者でなくとも貸金業に該当する(特定の一名の者に対する貸付けでも「業として行う」に該当し得る)ものとされています(最判昭和29年11月24日刑集8巻11号1860頁及び最判昭和30年7月22日刑集9巻9号1962頁参照。なお、東京高判平成28年12月12日判例時報2349号18頁も参照)。そして、貸金業を営もうと

する者は、財務局長等又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされています（貸金業法3条1項、45条、同法施行令6条1項）。

然るところ、プラスワンは、公表情報から判明する限りでは、2017年12月期以降公表情報から判明する直近の2019年12月期まで当期純利益はマイナスであり、総資産も1億円程度で、それ以前も同様の状況だったと推測されるところ、それにも拘らず、オプトロムに対して2回に分けて合計4500万円もの貸付けを行っていることから、「反覆継続の意思をもって」オプトロムに対して貸付けを行っているとも考えられるところです。

上記にもかかわらず、なぜ「金銭の貸付を業として行っているものではありません」と言えるのか、前提としている事実関係及び法解釈を詳細にご説明ください。

なお、オプトロムについては、最終的に、2015年10月1日に、第三者割当予定先の企業グループの実質的経営者等に係る反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す反社（反社会的勢力）チェック結果の情報を隠蔽し、名古屋証券取引所に報告せず、隠蔽が発覚した後も虚偽の報告及び開示を行っていたことを理由として、上場廃止となるに至っていますが（オプトロムの2015年8月31日付けリリース「名古屋証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」）、オプトロムは上記虚偽開示の一環として、プラスワンとの関係について、当初は「資本関係、人的関係、取引関係について、該当事項はありません」としていたにも拘らず、後にその部分を「代表取締役である尾端氏には、当社の新規事業の推進にご協力いただく予定であります」と訂正しており（オプトロムの2015年8月28日付けリリース「（訂正）平成25年12月から平成27年6月までの当社の適時開示資料の一部訂正について」56頁、58～59頁）、貴社代表者尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることを、何らかの理由から開示したくなかったのではないかと懸念されるところです。貴社代表者が支配し、経営されている会社について、他の上場会社の上場廃止の理由とされた虚偽開示との関係で、貴社代表者尾端氏の名前が登場することについては、上場会社である当社として懸念を抱かざるを得ませんので、貴社代表者尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることについて、オプトロムが2014年9月のプレスリリースで記載しなかったのは貴社代表者尾端氏からの依頼によるものであるのか、貴社代表者尾端氏からの依頼でなければ、どのような経緯で記載されず、貴社代表者尾端氏はなぜ記載されないことを受け入れたのか、及びここで触れられている「新規事業」とは具体的にどのような事業なのかにつき、具体的にご説明ください。

(6) 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係及び貴社のリアルビジョン株式会社に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

当社の質問状（９）でも記載しているとおり、以下の事項については、貴社現代表者尾端氏が代表取締役役に就任する２０２２年３月１２日以前の事項であることは認識していますが、これらについては、貴社自身に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橘祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている（特に、貴社の財務状況については当然説明を受けている（貴社代表者としても、経営者として当然調査している）はずの）事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、詳細にご説明ください。

ア 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について

当社の質問状（９）に記載したとおり、株式会社リアルビジョン（現在の商号は株式会社RVH。以下「リアルビジョン」といいます。）の適時開示によれば、①（当社の質問状（８）に記載したとおり、）貴社は、２０１４年３月１３日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.（当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」といいます。）から、リアルビジョン株式１４２,０００株（取得価額総額は３,２８０万２,０００円）及び新株予約権３,３３０個（その行使価額総額は６,９９３万円）を譲り受けており（当該新株予約権行使後におけるリアルビジョンに対する議決権割合は７.４９％）、当該適時開示において、NDCによる譲渡先（貴社）の選定理由につき、（当時の）

「N&Mの代表取締役である橘祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされているほか、②２０１３年１２月９日、リアルビジョンがNDCほかに第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示においても、貴社の当時の代表者である橘祐司氏が、NDCの「主たる出資者」（橘氏はNDCの株式の８２.８％を保有）である旨記載されております。なお、NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシパル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っており、上記の事実関係に照らせば、貴社は当時、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有していたはずであり、現在においてもその関係が継続している可能性を否定できないと考えております。

このため、貴社とリアルビジョンとの関係に加えて、貴社とNDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご説明ください。

また、仮に現時点において、リアルビジョン（現商号はRVH）や、NDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らの人的関係もその他の関係もないとされるのであれば、上記出資との関係で、いつ、どのような経緯で関係を断たれたのか具体的にご説明ください。

なお、貴社の回答書（８）では、「当社が把握している限りにおいて、当社と

NDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらの出資した社との間で、現在、何らかの人的関係等はございません」「尾端が代表を務めることとなった時点でNDCと関係はございませんでしたので、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については、当社において回答はできかねます」と回答されておりますが、この点は、貴社の前代表取締役である橋氏から一切説明を受けていないということでしょうか。

イ 貴社のリアルビジョン株式に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

また、上記のとおり、貴社は、2014年3月13日付けでNDCからリアルビジョン株式142,000株及び新株予約権3,300個を譲り受けたことに伴い、同月20日付けでNDCと連名で大量保有報告書を提出しています（株券等保有割合は新株分が2.24%。新株予約権分が5.25%の合計7.49%）。現に、2014年3月31日時点のリアルビジョンの大株主にも、貴社（当時の商号は株式会社N&Mマネジメント）が第5位株主（所有株式数142,000株。持株割合2.4%）として登場しています（リアルビジョンの2014年6月25日付け有価証券報告書22頁）。

その後、同年8月22日になって、リアルビジョンは貴社が保有していた上記3,330個の新株予約権を全て取得しているところ（リアルビジョンの同年8月7日付け「第1回新株予約権の取得に関するお知らせ」）、EDINET上、貴社からは取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くありません。それにも拘らず、2014年9月30日時点のリアルビジョンの大株主からは貴社は登場しなくなっています（リアルビジョンの2014年11月14日付け第2四半期報告書8頁。第10位株主の持株割合は1.28%）。

この点、貴社が行った当社株式の大量買集めにおいても、当社の2022年4月22日付けプレスリリースで指摘したとおり、遅くとも同月4日には大量保有報告書を提出して、一般株主及び投資家の投資判断にとって非常に重要な情報である、株式の取得状況や保有目的（「重要提案行為等を行うこと」）について開示すべきであったのにこれを開示しないまま、同月5日以降も4日間で合計23万株（所有割合にして1.50%相当）の当社株式を買い増した結果、当社の主要株主となるに至っており、金商法27条の3第1項及び同法27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に違反する行為を行っているところであって、貴社による大量保有報告書の提出懈怠・提出遅延が繰り返されているのではないかと懸念されます。従って、以上の懸念に鑑み、上記リアルビジョンの株式について変更報告書を提出していない理由について、具体的にご説明ください。

なお、貴社の回答書（1）では法令等違反の事実について「ありません」と断

言されていたにも拘らず、その後、貴社の貸借対照表公告義務違反について指摘されるや、回答書（２）においては、尾端氏の代表取締役就任「以前の期間に係る貸借対照表公告の義務違反については、当社（尾端）において、把握できておりませんでした」と回答を修正されると共に、その後は論点をすり替えて貴社の財務内容の回答を頑なに拒まれている状況と認識しておりますが、冒頭にも記載したとおり、これらについては、貴社自身に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橘祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、貴社の回答書で法令等違反の事実について「ありません」と断言されたこととの整合性を含めて詳細にご説明ください。

（７）貴社の投資回収方針について

貴社が提出した２０２２年４月１４日付け大量保有報告書では当社株式保有目的として「重要提案行為等を行うこと」とされており、また、貴社の回答書（２）以降、当社の「株価純資産倍率が１倍を大きく下回る水準にあるなど」、当社の「企業価値・株式価値は市場から著しく低廉な評価を受けることが常態化してしまっていること」等を理由として当社株式を保有されていますが、現状の株価を前提として、貴社の投資回収方針について詳細にご説明ください。

（８）当社株式を新たに急速に買い上がっている金山エネルギー等との関係について

２０２２年１０月２７日にプレスリリースしましたとおり、当社の株価は現在不自然に急騰しているところですが、その中で、金山エネルギー株式会社（以下「金山エネルギー」といいます。）なる会社が、本年９月末前後から当社株式を急速に買い増していることが判明しています。

具体的には、金山エネルギーは当社の２０２２年９月末名簿で初めて登場していますが（同日現在は３１，９００株を保有し、第４８位株主）、その後も当社株式を急速かつ継続的に買い増しており、１０月２７日現在では９月末の４倍以上（１０５，８００株増加）の１３７，７００株（株券等保有割合にして約０．８２％）を保有するに至っています。当社の２０２２年１０月２７日付けプレスリリース「当社株式の不自然な株価高騰について」で指摘しているとおり、当社株式の株価は同日終値で１６４２円（高値で１７１６円）を付けており、１０月に入ってから僅か３週間余りの間に約２倍、金額にして８３６円、直近１週間程度の間約１．５倍、金額にして５３８円も株価が上昇しており、短期間で異常な急騰を続けているところ、それにも拘らず、一貫して当社株式の買い上がり続けている金山エネルギーの投資行動は、経済合理性に著しく欠けていると考えざるを得ず、何らかの背景があつてこのような

急速な買い上がりが続いているものと合理的に推測されます。

然るところ、この金山エネルギーについては、当職らが調査したところでは、以下の事実が判明しております。

ア 唯一の代表取締役である立花恵美氏

同社の唯一の代表取締役である立花恵美氏は、株式会社恒潔（以下「恒潔」といいます。）の取締役でもあるところ、この恒潔については、2015年1月7日に、濰坊北大青島華光科技股份有限公司の2007～2012年の決算報告書で実質支配者に関する情報を開示せず、2012年決算につき関連当事者取引に関する情報を開示せず、利益等を水増ししたとして中国証券監督管理委員会（CSRC）により罰金30万元と10年間の証券市場参加禁止処分を課された許振東氏が実質支配していると繰り返し報道されています。例えば、2021年2月27日付けアクセスジャーナル誌記事「わが国仕手グループとも接点——中国市場追われた許氏の自宅（！？）から見える繋がり」では、以下のとおり報道されているところです。

- ・ 関係者によれば許氏が以前は間違いなく自宅として使っていた東京都港区神宮前の不動産（建物表示は現在も「許」としか出ていない）を2018年4月に購入したのは恒潔
- ・ 恒潔の代表は許氏との間に子どもを持つ中国人女性（少なくとも以前は、許氏はこの女性と子どもと住んでいた）
 - ※ なお、当職らで商業登記を確認したところ、恒潔の代表取締役はカンケン（官健）氏とシュティエンション氏の2名でしたが（取締役は立花氏を加えた全3名）、シュティエンション氏は2021年7月19日付けで代表取締役も取締役も辞任されているようです。
 - ※ 「アクセスジャーナル」誌に限らず、FACTA2021年5月号67頁の「『ボロ株』アジア開発キャピタルに中国『怪人脈』」では、許振東氏が2017年11月に設立した恒潔の代表取締役は中国から呼び寄せた親密女性であることが報道されています。
- ・ 恒潔の取締役の立花氏は、関係者によれば、許氏の日本語通訳を兼ねた秘書であり、金山エネルギーというエネルギー関連のコンサルタント代表
 - ※ 2019年12月7日付け中国経営報（中国经营报）の「许振东东瀛漂流记」（<http://www.cb.com.cn/index/show/bzyc/cv/cv13438311641>）も参照。
- ・ 金山エネルギーの設立時（2018年5月）代表は李堅氏
 - ※ この李堅氏については、「アクセスジャーナル」誌に限らず、許振東氏と親密であるとの報道が、様々なメディアにおいて複数なされているところです（例えば、FACTA2021年5月号67頁の「『ボ

ロ株』アジア開発キャピタルに中国『怪人脈』」、ZAITEN2019年11月号78～79頁の「LCHDと廣濟堂で交錯する『中国閩金脈』」、2019年8月28日付け夕刊フジ4頁記事「大揺れ廣濟堂火事場攻防戦②株式買い占めにラオックス・羅怡文社長の影 参戦するアジアゲートHDも関係先か」、2019年12月7日付け中国経営報（中国经营报）の「许振东东瀛漂流记」（<http://www.cb.com.cn/index/show/bzyc/cv/cv13438311641>）等）。

なお、LinkedInで検索したところ、立花恵美氏と同姓同名と考えられる人物（Emi Tachibana）が、アジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といいます。）の子会社であって、かつて許振東氏が実質支配していたとの報道が複数存在しているワンアジア証券株式会社（以下「ワンアジア証券」といいます。）に2017年1月から所属していることが確認されています。

イ もう1名の取締役である関栄光氏

関栄光氏は、①ワンアジア証券の前専務取締役であり（ワンアジア証券の2021年3月期業務及び財産の状況に関する説明書3頁）、②許振東氏が実質支配していると繰り返し報道されている普濟堂株式会社（以下「普濟堂」といいます。例えば、2021年9月30日付けFACTA ONLINE記事「東京機械株買い占め劇に新事実／アジア開発「新株」が闇に消えた謎／あの中国人投資家が利益か」、ZAITEN2019年11月号78～79頁の「LCHDと廣濟堂で交錯する『中国閩金脈』」等）が第3位株主（持株割合6.75%）となっているグローム・ホールディングス株式会社（以下「グローム」といいます。）の前取締役であること（グロームの第28回定時株主総会招集ご通知39頁）、③2017年に、許振東氏がかつてトップ（主席）を務めていた香港上場のIT企業である北京北大青島環宇科技股份有限公司に入社し、投資事業部マネージング・ディレクターを務めていたことが確認されています。

ウ 金山エネルギーの本店所在地、資本構成等

金山エネルギーの本店所在地は、上記恒潔の本店所在地と同じ東京都千代田区丸の内1-8-2鉄鋼ビルディング4階であることが確認されています。

また、金山エネルギーは、北京大学青島集団のグループ会社である金山能源集团有限公司（英文名称はKing Stone Energy Group Limited。香港メインボード市場上場）の開示資料等によれば、その100%子会社である金山能源（國際）控股有限公司（英文名称はKing Stone（International）Holdings Limited）の100%子会社ですが（なお、金山能源集团有限公司の2021年Annual

l Report (https://files.services/files/650/2022/0429/20220429161501_66841926_en.pdf)を見ると、金山エネルギーの英文名称はKing Stone Energy Corporationとのことですが、同社のホームページをみると、King Stone Energy Incと表記されており、いずれにせよ、名称からしてもグループ会社であることは明らかなです。)、許振東氏はかつて金山能源集团有限公司のトップ(主席)であったこと(金山能源集团有限公司の2013年7月22日付けプレスリリース等参照)が確認されています。また、金山能源(国際)控股有限公司は、2021年2月にアジア開発キャピタルとワンアジア証券とが包括的資本業務提携を公表するまで同証券の筆頭株主(持株割合35.76%)であって、同時期に、現在布山高士氏(以下「布山氏」といいます。)がその子会社の代表取締役社長を務めている株式会社アジアゲートホールディングス(以下「アジアゲートHD」といいます。)がワンアジア証券の第5位株主となっていたところ(持株割合8.12%。以上につき、アジア開発キャピタルの2021年2月15日付け「ワンアジア証券株式会社との包括的業務提携に関する基本合意のお知らせ」参照)。

さらに、金山エネルギーの実質的な100%親会社(祖父会社)である金山能源集团有限公司については、その開示資料(「股権披露」)において、その2022年10月30日現在の実質主要株主として、同社株式の22.09%を直接所有する株主であるGoldsino Investments Limitedを100%支配している者として許夢然(Xu Mengran)氏が記載されており、同氏は、許振東氏の娘と報じられているところ(2022年4月7日付け「アクセスジャーナル」誌記事「『アジアゲート』のM&A詐欺疑惑—あの能勢氏代表『東京フィナンシャル』も関与」やFACTA2022年4月号59頁の「アジア開発vs東京機械の裏で不穏な『玉移動』」参照)。また、金山能源集团有限公司の2022年10月30日現在の実質主要株主には、許夢然(Xu Mengran)氏に加えて、同社株式の30.11%を直接所有する株主であるBelton Light Limitedを100%支配している者として、許振東氏がかつてトップを務めていた北京大学青島グループ傘下のファンドであるJade Bird Energy Fund II, L.P.の名前を確認することができます(アジア開発キャピタルの2021年2月15日付け「ワンアジア証券株式会社との包括的業務提携に関する基本合意のお知らせ」も参照)。

なお、金山能源集团有限公司については、2021年11月19日時点まではアジアゲートHDがその13.66%を保有する主要株主として登場していたことも確認できる(同社に関するShareholding Disclosures参照)。

ちなみに、上記Goldsino Investments Limitedは2021年2月15日現在においてはアジアゲートHDの100%出資子会社とされていた（アジア開発キャピタルの2021年2月15日付け「ワンアジア証券株式会社との包括的業務提携に関する基本合意のお知らせ」参照）ところ、アジアゲートHDの2022年9月期（第77期）第一四半期報告書12頁によれば、同四半期において同社の連結範囲から除外されているため、同四半期（2021年10月1日～12月31日）中にアジアゲートHDから上記許夢然氏に譲渡されたものと合理的に推測されるほか、上記でアジアゲートHDが13.66%を保有しているとされていた金山エネルギー集团有限公司の株式は、布山氏からアジアゲートHDに対するNC Max World株式の譲渡対価の一部として同氏に対して交付された旨報じられています（FACTA2022年4月号59頁の「アジア開発vs東京機械の裏で不穏な『玉移動』」）。

これに加えて、金山エネルギーの設立時の唯一の取締役は、上述のとおり、許振東氏と親密であって様々な案件で協調・協働していると報じられている李堅氏であったことも判明しています。

以上を踏まえますと、①金山エネルギーは、布山氏がその子会社であるNC Max Worldの社長を務めているアジアゲートHDと繋がりが深い許振東氏の強い影響下にあることが窺われます。また、②ここで敢えて明示はしませんが、貴社と同時期に当社株式を買い上げてきた株主の中には、2021年まで許振東氏が実質支配する普濟堂が筆頭株主であったアジアゲートHDの大株主が数多く含まれており、貴社と許振東氏との間に当社株式の買い上げを巡って何らかの意思の連絡があるのではないかとの疑いを払拭できないこと、③上記のとおり、2022年9月末以降当社株式の株価が異常に急騰する中で一貫して当社株式の買い上げを続けている金山エネルギーの投資行動は経済合理性に著しく欠けていると考えざるを得ないことに加えて、④これまでにご質問してきた貴社と布山氏との関係に鑑みれば、当社としては、許振東氏を含む金山エネルギー関係者と貴社ないし貴社代表者との間には一定の繋がりがあり、その関係に基づき、貴社と金山エネルギーとの間で協調行動をとられているのではないかと、もし、そうであれば、貴社と金山エネルギーとは「共同保有者」として大量保有報告書の変更報告書の提出が必要となるのではないかと懸念しております。従って、かかる懸念に鑑み、以下の金山エネルギー関係者との関係の有無及び関係がある場合には、その詳細についてご説明ください。

- ① 金山エネルギー
- ② 立花恵美氏
- ③ 関栄光氏
- ④ 恒潔
- ⑤ 許振東氏

⑥ 李堅氏

⑦ ワンアジア証券

2 貴社のご質問、ご要望に対する回答について

(1) 法令遵守状況及び重要提案行為について

繰り返しになりますが、当社の質問状（6）及び質問状（7）で記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示すべき要請は極めて強いものである上に、貴社は、当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としていることから、貴社が上記の必要な情報を開示すべき要請はより一層強いものになっているにも拘らず、貴社が、何ら合理的理由なく、回答書（1）で財務内容を「非開示とさせていただきます」としてご回答を拒否されたため決算公告の懈怠を指摘したという経緯がございます。

また、重要提案行為の内容についても、当社の質問状（7）で記載したとおり、貴社が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書に記載されている保有目的は「重要提案行為等を行うこと」と断定的に記載されていることから、貴社は、同日時点では既に当社に対して行う重要提案行為について構想を有していたと考えられるため、この法定書類を作成するに当たって当然有していたであろう重要提案行為の内容の開示を求めたに過ぎません。

それにも拘らず、貴社は、貴社の回答書（5）の1（1）及び回答書（6）の1及び2において、繰り返し、この点に対して正面から回答することを避けるために論点をずらして回答を拒絶ないし遅延しようとしており、遺憾というほかありません。

以上の点につきましては、当社の企業価値ないし株主共同の利益の観点から必要な情報を明らかにして頂くことは極めて重要であると考えておりましたが、このように貴社が建設的な対話を拒絶している状況で、質問及び回答が平行線をたどっていることから、当社としては、誠に遺憾ながらこれらの点について貴社からは今後も真摯かつ誠実なご回答は頂けないものと理解しました。

なお、貴社は、当社株主の長堀クリエイト株式会社（以下「長堀クリエイト」といいます。）による決算公告義務の懈怠の事実を引き合いに出して自らに対する質問に対する回答を拒んでおりますが、当社の質問状（3）で記載したとおり、当社において過去に他の大株主に対して法令違反の有無に関する同様の質問をしたことはないものの、それは、本件のように法定開示書類の適法性に関して疑念のある当社株式に係る大量買集めが過去に行われたことがなかったために過ぎません。また、当社の質問状（5）で記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために、当社の企業価値ないし株主共同の利益に影響を及ぼしかねない情報を開示すべき

要請は強いといわざるを得ません。従って、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社による決算公告義務の懈怠（ひいては当社に対する財務内容の合理的理由なき不開示）を長堀クリエイトの例と比較されるのは苦し紛れの不合理な論点のすり替えと言わざるを得ません。しかしながら、当社としても貴社に当社からの質問に誠実にお答え頂き、建設的な対話をして頂くべく、当社から長堀クリエイトに要請して今期から決算公告を行って頂くよう手配済みですので付言致します。貴社におかれましても、当社との建設的な対話に応じて頂き、速やかに財務内容をご開示ください。

(2) 「アクセスジャーナル」誌の信用性に関するご質問について

貴社は当社が質問状（2）を発出した2022年4月21日時点の報道についてご質問されているようですが、前提として、それ以前は勿論、それ以降にも他社からも同様の内容の報道が出ているということは、それらの報道機関による報道内容についても客観的な資料との突合せを含め、一定の調査をした上でその内容の正確性を確認していることを示しますので、念のため付言致します。

また、当社の質問状（6）及び（7）でも記載のとおり、当社は各報道の内容を「真実であるかの如く」記載したのではなく、質問状（6）でも記載のとおり、懸念すべき事項について慎重を期すべく報道を引用した上でかかる報道の真偽について（当該報道に対して貴社がとったアクションも含め）報道の対象当事者である貴社に直接確認させて頂いたに過ぎませんので、当社が、貴社に対して、「アクセスジャーナル」誌の信用性について、回答すべき立場にはありません。さらに、貴社は、当社と「アクセスジャーナル」誌ないし山岡俊介氏との関係性についてご質問されてますが、当社としては、本件に関する情報収集をする中で、当該複数の記事に接したものであって、それ以上の関係は全くございませんし、念のため付言すれば、「アクセスジャーナル」誌編集部ないし山岡俊介氏とも何らの接触もございません。

当社は、投資者の投資判断に重要と思われる事項を適時適切に開示しており、また、冒頭に述べているとおり、当社は貴社とは異なり、当社の質問と貴社のご回答そのものを公表していることから、「質問状の段階で公にしている行動の説明にまったくなくなっておりません」との指摘は当たらないと考えております。

以上の回答にも拘らず、貴社の質問状（8）ではこれまでの質問を繰り返し記載されているように見受けられますが、最近の「アクセスジャーナル」誌の当社に関する記事及び当社のプレスリリースをご覧頂ければ、当社と「アクセスジャーナル」誌ないし山岡俊介氏との関係性に関する上記説明を含めて、十分にご理解頂けるものと考えております。貴社がご希望の回答を得られない限り、同一の質問を繰り返されるのではなく、今一度、関連する事実関係をご検証頂き、当社の回答をご確認ください。

(3) 追加質問事項について

まず、当社子会社である仲庭時計店に関しては、2022年10月13日付けプレ

スリリース「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことにつき、改めて深くお詫び申し上げます。

当社子会社である仲庭時計店に関するご質問については、上記プレスリリースに記載しているとおり、仲庭時計店の従業員による複数の不正が行われたのは事実ですが、これらの不正事案が発覚した後、当社及び仲庭時計店は、事実関係を調査し、外部の弁護士にも相談の上、当事者である従業員及び当社管理職に対して懲戒処分を行い、損害については、当事者である従業員のほか関係者に対しても賠償を求め、交渉を行う、あるいは訴訟を提起する等して、適時・適切に対応致しました。なお、ご指摘のような一部報道等において、当社代表取締役社長長堀慶太及び常務取締役吾郷雅文については処分がなされなかった旨が指摘されておりますが、これは、両者が仲庭時計店の業務執行に関与していない非常勤取締役であって、当社（代表）取締役としての業務執行において処分の対象とすべき非違行為・関与が無かったことが理由です（ご質問イ①②へのご回答）。

また、上記不正事案に係る会計処理についても、当社監査法人に事案を説明しており、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限定適正意見を得ており、当社としては、適切に会計処理をしたと認識しており、個別の損害額の開示は不要と考えております（ご質問アへのご回答）。さらに、当該プレスリリースに記載したとおり、各事案による当社への財務的な影響額に鑑みれば、当時、個別の事案についての開示は必要なかったものと考えております。

仲庭時計店に対して当社が親会社としての監督責任を果たせていなかったとは考えておりませんが、仲庭時計店においては、当社から管理職人材を派遣した上で、同種又は類似の事案はないか調査も行うとともに、同種事案の再発を防ぐべく内部管理体制の整備等を行い、商品管理体制や棚卸実施方法の強化を図っております。現に、2019年9月に当社が認識した不正事案以降、仲庭時計店において同種事案は発生していないと認識しております（ご質問イ③⑥へのご回答）。

プレスリリースに記載のない部分についても可能な範囲でご回答申し上げますが、まず、ご質問イ④については、社内規定で持ち出し禁止の細則がない、というのは全くの誤りであって、商品の持ち出し基準は厳しく社内には通知しており、当然のことながらX3にも通知しています。また、ご質問エの被害届の取り下げの経緯については、以下のとおりです。

即ち、まず、不正事案を引き起こした元社員は、質入れを行うために仲庭時計店の商品を持ち出したものであって、当該商品の質入れを行う権限がないことは明らかであることから、当該商品の占有権限がないものと認識しており、仲庭時計店の従業員が持ち出したとしても「窃盗」であると考え、仲庭時計店は、所轄警察署に被害届を提出いたしました。そして、質屋営業法によれば、窃盗された商品を持ち込まれたケースでは質屋は真の所有者に無償での返還義務があるところ、質屋が任意の返還を

拒んだため、仲庭時計店は、裁判所に対して質屋に対する動産返還請求を目的とする訴訟（以下「本件民事訴訟」といいます。）を提起いたしました。

もともと、当該訴訟については、裁判所から、請求の法的な構成の是非以前の実質的な衡平の観点からの問題として、当該商品（質入品）を質屋が返還すると、質屋には融資金相当の損害が生じるのに対して、仲庭時計店は商品を回復することによって損害が発生しなくなる一方で、当該商品を持ち出したのが仲庭時計店の従業員であることを考えると、質屋のみが損失を追うことになるのは、質屋と仲庭時計店との関係では実質的な衡平性に欠けることから、仲庭時計店が一定の金銭を支払って商品の返還を受ける旨の和解を行うよう勧告を受けていました。

他方で、被害届提出後約1年後に、当社の顧問弁護士が、本事案を担当する所轄警察署の担当捜査官に捜査の進捗状況を確認したところ、「警察としては窃盗罪でなく、横領罪として取り扱う予定であり、不正事案を引き起こした元社員を横領の容疑で逮捕する」との情報を得ました。質屋営業法上、横領されたケースでは、質屋は真の所有者に対する商品（質入れされた品）の返還を免れることとなりますので、不正事案を引き起こした元社員が横領の容疑で逮捕されることになると、訴訟で返還義務を争っていた質屋は、裁判所の勧める和解も拒絶し、その商品の返還にも応じなくなることにもなりかねない事態となりました。

然るところ、仲庭時計店は、既に不正事案を引き起こした元社員に対して懲戒処分を行っていたことから、仲庭時計店といたしましては回収金額の最大化を優先すべき状況にありました。そこで、仲庭時計店としては、回収金額の最大化を図るため、やむを得ず不正事案を引き起こした元社員に対する刑事責任の追及（横領容疑での逮捕）を事実上断念せざるを得ず、不本意ながら被害届を取り下げた上で、本件民事訴訟において、裁判所からの和解勧誘に応じて質屋との和解を行うことといたしました。

こうした一連の対応により、結果的に、仲庭時計店としては、質屋からの回収金額の最大化（損失額の最小化）を果たすことができたと考えております。

なお、ご質問ウに記載されている個別の取引関係については、守秘義務の観点からお答えしかねますが、ご指摘の内容は事実と反するものです。

ご質問オについては、そもそも当社としては、2022年9月29日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等に係る追加情報リスト（2）交付に関するお知らせ」に記載しているとおり、マイルストーンマネジメントが、当社が同社に対して提供を要請した情報に関して、同社の100%株主である島崎紀子氏の人的関係やつながり等に関する複数の質問に対して不合理に回答を拒絶する等を繰り返しており、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要不可欠な情報が提供されていないと判断したことから、2022年10月14日までに追加で情報提供を行うよう要請していたところ、同日になって追加の情報提供をされないまま大規模買付行為を突如として撤回されたものであって、当社と

してもその真意は分かりかねますので個別の株主の当社株式売却の方針決定についてはコメントする立場にございません。

また、本総会において当社が株主総会招集通知に同封した補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することを貴社は引き続き求め、それを前提とした質問をされておりますが（「追加質問事項」及び「追加要望事項」に変更はないと理解しております。）、当該質問については（貴社の望む回答ではないのかもしれませんが）必要な範囲で当社の質問状（7）で回答しておりますし、32.14%の内訳についても、当社の質問状（7）に記載したとおり、現時点においては、当社として、「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」が、本対応方針上の「特定株主グループ」を構成すると判断したわけではないことから、補足資料中に記載致しました32.14%の内訳について開示することは想定しておりません（なお、この数値については明確な根拠があることから、貴社の回答書（8）に記載されている「出鱈目な数値であったために開示することができない」という指摘は当たりません。）。但し、今後、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から必要な場合には「本件連動取得者」の内訳を必要な範囲で開示することはあります。

（4）その他の事項について（※項目番号に誤記があり失礼致しました。）

貴社の回答書（8）の「外部専門家報酬」の欄では結局は、貴社の回答書（7）と同様の質問を繰り返されていると理解しておりますが、質問状（6）及び質問状（7）に記載したとおり、当社は、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行っておりますし、今後も行っていく所存です。また、当社のこれまでの中期経営計画の概要については、当社の質問状（8）でも記載しているとおり、例えば、2022年6月14日付け「第61期定時株主総会招集ご通知」6頁の「対処すべき課題」の2段落目以降が該当します。この点、貴社の回答書（4）で「当社の認識では、通常の意味における中期経営計画とは、中期、すなわち向こう3～5年程度の期間に係る具体的な数値目標を意味し、逆に具体的な数値目標を示さない中期経営計画というものを見たことはございません」とあり、貴社の回答書（8）でも、貴社の独自の解釈によって、当社の「旧中期経営計画は存在していなかった、現経営陣は長きにわたってその策定を懈怠されていた」としようとしているようですが、当社の2022年9月29日付け中期経営計画1頁に記載しているとおり、事業報告等で計画の概要は既にお伝えしています。

また、当社の質問状（7）に記載のとおり、当社は、従前から、法令等に従い、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には速やかに開示を行うことに加えて、当社として投資者の投資判断に重要と思われる事項を積極的に開示しており、202

2年6月29日に開催されました当社第61期定時株主総会中の質疑応答の内容についても、貴社の回答書（4）中に記載された質問の回答に必要な範囲で要旨を当社の質問状（6）に記載し、これを開示しております。貴社の意向に必ずしも沿わないかもしれませんが、貴社の独自の解釈によって、中期経営計画が策定されていなかったとみなすと指摘されても、当社として中期経営計画は策定していたというのが事実である以上、それ以上当社として特に回答すべきことはないと考えております。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いいたします。

草々

（写し送付先）

株式会社ナガホリ

顧問 米村 敏朗 様